
令和5年 第5回(定例)日南町議会会議録(第4日)

令和5年9月27日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和5年9月27日 午前9時開議

- 日程第1 議案第55号 日南町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第2 議案第69号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第3 議案第70号 令和5年度日南町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第4 議案第60号 令和4年度日南町一般会計決算認定について
- 日程第5 議案第61号 令和4年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第6 議案第62号 令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第7 議案第63号 令和4年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
- 日程第8 議案第64号 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第9 議案第65号 令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
- 日程第10 議案第66号 令和4年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
- 日程第11 議案第67号 令和4年度日南町下水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議案第68号 令和4年度日南町病院事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第71号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 令和5年陳情第7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情
- 日程第15 発議第10号 土地利用規制法の廃止を求める意見書提出について
- 日程第16 発議第11号 福島第一原発の汚染水(ALPS処理水)の海洋放出中止を求める意見書提出について
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
(議会運営委員会の調査)
(総務教育常任委員会の調査)
(経済福祉常任委員会の調査)
(議会広報常任委員会の調査)
(中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 日南町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第2 議案第69号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第3 議案第70号 令和5年度日南町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第4 議案第60号 令和4年度日南町一般会計決算認定について
日程第5 議案第61号 令和4年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第6 議案第62号 令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定について
日程第7 議案第63号 令和4年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
日程第8 議案第64号 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第9 議案第65号 令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定
について
日程第10 議案第66号 令和4年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
日程第11 議案第67号 令和4年度日南町下水道事業会計決算認定について
日程第12 議案第68号 令和4年度日南町病院事業会計決算認定について
日程第13 議案第71号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第14 令和5年陳情第7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情
日程第15 発議第10号 土地利用規制法の廃止を求める意見書提出について
日程第16 発議第11号 福島第一原発の汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止を求め
る意見書提出について
日程第17 議員派遣の件
日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
（議会運営委員会の調査）
（総務教育常任委員会の調査）
（経済福祉常任委員会の調査）
（議会広報常任委員会の調査）
（中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査）

出席議員（9名）

2番 高橋洋志君	3番 荒木博君
4番 荒金敏江君	5番 岡本健三君
6番 岩崎昭男君	7番 大西保君
8番 櫃田洋一君	9番 近藤仁志君
10番 山本芳昭君	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 浅田雅史君 書記 倉光祐希君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中村英明君	副町長	角井学君
教育長	青戸晶彦君	総務課長	實延太郎君
地域づくり推進課長	島山圭介君	建設課長	渡邊輝紀君
住民課長	高柴博昭君	農林課長	坂本文彦君
福祉保健課長	出口真理君	教育次長	段塚直哉君
教育課長	三上浩樹君	会計管理者	長崎みよ君
農業委員会事務局長	高橋裕次君	病院事業管理者	福家寿樹君

午前9時00分開議

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は9名です。定足数に達していますので、令和5年第5回日南町議会議定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット日程ファイルのとおりです。

タブレット追加報告書フォルダ、例月出納検査ファイルをお開きください。

本町の監査委員から、令和5年9月19日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。例月出納検査ファイルのとおり報告します。

タブレット議会報告・発議フォルダ、行政調査報告書ファイルをお開きください。

行政調査特別委員会の委員長から、さきに実施した行政調査の報告書が提出され、今期定例会で報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

行政調査特別委員会委員長、岩崎昭男議員。

○行政調査特別委員会委員長（岩崎 昭男君）

行政調査特別委員会行政調査報告書

本委員会は行政調査を行ったので、日南町議会議規則第77条の規定により次のとおり報告する。

令和5年9月27日

日南町議会 行政調査特別委員会
委員長 岩崎 昭 男

日南町議会議長 山本 芳 昭 様

記

1. 調査期間 令和5年6月27日から6月29日
2. 調査地 ・岡山県鏡野町役場
・香川県三豊市立みとよ市民病院

3. 調査内容

本年4月「日南病院あり方検討委員会」が設置され、新日南病院の機能やあり方についての基本構想を策定することが決定した。公立病院の建て替えを進めている岡山県鏡野町及び近年建て替えを行った「みとよ市民病院」を視察し、日南病院の建て替えに向けての事例調査を行った。

4. 参加人数 議員9名

5. 調査概要

(1) 鏡野町国民健康保険病院

昭和27年に町立鏡野病院として開院。昭和38年に移転をしたのち、平成元年現在地に新築移転し、平成16年から一般病床48床と療養病床40床の計88床で運営している。しかし、老朽化と自然災害による水害対策が課題となり、令和4年1月に「鏡野町立病院あり方検討委員会」が設置され、令和5年2月に新病院整備基本構想が策定され、4月には基本計画がまとめられた。

新病院は水害に対する立地条件を考慮し移転新築することとし、一般病床50床と医療療養病床20床の合計70床に縮小された。令和10年度の開院を目標として、建設はECI方式を採用することで、コストの削減と工期短縮を図られている。

(2) 三豊市立みとよ市民病院

平成19年に耐震診断が実施された際、前身の永康病院の本館棟が緊急に改修等の措置が必要と診断され、非耐震性建物の対策を要することとなった。

平成28年に執行部から永康病院地内での建替え案が議会に示された。市議会は永康病院調査特別委員会を設置し、検討を重ねた結果、平成29年に別の場所に移設及び建設するのが適切であると報告した。平成31年に執行部から現在地を建設場所とするものの提案があり、議会は承認した。

平成30年城西大学伊関友伸教授を総合政策アドバイザーに迎え、建設計画に関する基本方針を策定、翌31年に病床数122床、総事業費40億円以内、ECI方式での建設による基本計画を策定した。令和2年に建設が開始され、令和4年3月みとよ市民病院が竣工し、5月から診療が開始された。

6. 考察（要旨）

- 両病院とも基本構想策定から工事完成まで5年程度を要している。新日南病院も今年度中に基本計画を策定し、最短で令和10年春に開院の予定であり、全体的な計画期間は妥当と考える。
- 三豊市では市民ワークショップを開催し56名が参加し、新病院に対する期待と要望が多く寄せられた。日南病院の今後のあり方を検討する際にも、アンケートだけではなく、ワークショップなど「住民と共に検討していく姿勢」が重要である。
- 鏡野町の新病院は従来通り、国の指針に従い計画されているようである。対してみとよ市立病院では病院建設にあたり、伊関教授がアドバイザーとして参加し、その

考えが大きく反映されていた。新日南病院建設に際しても専門家のアドバイスは重要であるが、アドバイザーによって病院に対する考え方は異なるため、依頼する際に慎重な判断が必要である。

- 両病院とも建設手法としてE C I方式を採用し、設計段階より施工者の技術力を活用してコスト縮減と工期短縮を図っている。この方式も一つの選択肢であるが、他の方式も比較検討する必要がある。
- 職員の働きやすい環境や新型感染症に対応できる設備にするためには、新病院建設を検討すべきであるが、高齢の患者が多い現状や新病院建設用地の確保、建設工事費の高騰などの問題があるため、十分な検討が必要である。
- みとよ市民病院では個室病床を特徴とし、差額ベッド料金については現時点では無料としている。新日南病院建設に際しても、この点を検討すべきである。
- みとよ市民病院では、病院スタッフの意見をセクションごとに収集し、広い廊下、トイレのある個室とない個室、一部の多床室、廊下の物入れなどスタッフの希望に応じた病院づくりが行われていた。日南病院でもスタッフとの意見交換を十分に行い、それを踏まえて基本構想を策定すべきである。
- 医療スタッフの地元雇用確保が極めて困難が想定される中、福利厚生設備の充実も検討していく必要がある。
- 鏡野町では豪雨時に浸水の恐れがあり、平成31年1月から庁内で検討協議を始めた。4年後の令和4年4月に「病院あり方検討会」を立ち上げ、令和5年2月に基本構想を策定している。また、三豊市の場合は、耐震診断で改修が必要とされ、10年程度かけて市立2病院の統合再編や、永康病院の建て替え等が検討された後、平成29年に基本構想を策定している。両病院とも建設決定までに十分な期間をかけて慎重な議論がされていたと感じた。それに比べ、新日南病院の建設決定は唐突で拙速すぎると考える。
- 今回調査した病院は、病院の新築が決定している例と、病院を既に新築し終えた例である。そのため、この2例では病院新築のデメリットが分かりにくい。他の市町村で病院の新築でなく別の解決方法を採用した例についても調査が必要である。

.....

以上であります。

日程第1 議案第55号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議案書ファイル9ページ。

日程第1、議案第55号、日南町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第1、議案第55号、日南町特別医療費助成条例の一部改正についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第55号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第69号

○議長（山本 芳昭君） タブレット追加議案書ファイル3ページから。

日程第2、議案第69号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第69号、和解及び損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり損害賠償額を定め、和解するため地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、損害賠償の金額ですが、31万6,400円。相手方ですが、大阪府柏原市の個人であります。

事案の内容でございますが、日南中学校が作成した学校通信及び中学校のホームページにおいて無断使用していたイラストにつきまして、作者との和解のため損害賠償額を定める内容でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第2、議案第69号、和解及び損害賠償の額を定めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第69号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第70号

○議長（山本 芳昭君） タブレット追加議案書ファイル5ページから。

日程第3、議案第70号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第70号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第5号）でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,061万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,405万6,000円とする内容でございます。第2条のほうで地方債の変更を第2表、地方債補正に載せております。

内容ですが、追加補正予算の内容でございます。先ほど議決いただきました議案第69号に伴う賠償金の計上及び去る8月の14日から15日にかけての台風7号によります、被災した林道窓山線の路肩崩壊に係ります復旧事業について迅速に対応するため、計上させていただく内容でございます。

具体的な補正内容ですが、まず、歳入のほうですが、県の支出金として824万円、林道窓山線の災害復旧事業の財源として、県の補助金であります鳥取県林道災害復旧事業等の補助金、補助率が0.8であります。それと、繰入金ですが、57万7,000円、不足する財源につきまして、財政調整基金からの繰入金を充てるものでございます。町債として180万円ちょうど、林道窓山線の災害復旧事業の財源として、災害復旧事業債を充てるものでございます。充当率が90%ということで、交付税の算入率が95%という内容でございます。

歳出のほうですが、総務費の一般管理事務ということで、31万7,000円、先ほど御承認いただきました賠償金の支出に充てる内容でございます。

そして、災害復旧費として、林道災害復旧事業で1,030万円ちょうどです。台風7号によります崩壊した林道窓山線の路肩復旧事業の内容でございます。

以上、説明のほうを終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

タブレット17ページからの補正予算説明附属資料に沿って、各課ごとに質疑を許します。

初めに、18ページ上段、総務課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 次に、18ページ下段、建設課について質疑を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） このたびの林道の災害復旧工事で、窓山線が崩壊したということですが、これの要因ですね、大きな要因として、こういった形でこの盛土がずったかということ。要するに、ほかの対策がちょっと不十分であったのが、管理が不十分であったか、そういった要因もあるのではないかと考えられますが、その点はどのように認識されておられますか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 管理のほうにつきましては、十分であったかということですが、要因といたしましては、恐らく集中的にこの地域については雨のほう降ったということで、連続して降ったというようなことが大きな要因ではあるというふうに考えております。ただ、側溝でありますとか、そういった部分については、ある程度の管理という部分ではできているというふうには考えておりますが、ちょっと状況のほう、災害が出てからの確認ということになっておりますので、十分に把握できてないというのは現状でございます。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 要するに、ここに集中的に雨が降ったことは分かりますが、この雨が道を走って、水が、要するに、降った雨が道を走って、ここに集中的に流れ込んだというような、ちょっと雰囲気、この写真を見て取るわけなんです。そうした場合は、その途中において、それを排除する手法とか、そういうものが必要ではなかったと思うわけなんです、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） おつけしております資料の中にも、崩壊しました場所が、傾斜のほう下がっているというような状況で、恐らく側溝から道のほうを伝ってそちらのほうへ流れ込んだということは原因としてあるというふうに考えております。今後、今、またこちらのほうの復旧につきましては、詳細設計のほう行っておりますので、そういった対策が必要であれば今後また考えていきたいというふうに考えております。

○議長（山本 芳昭君） 9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） 最後になりますけど、ほかにもこういった、要するに、要件を満たすような箇所が町内に、林道であったり町道であったり、そういう場所があるのではないかと想定できるわけなんです、その点の点検などは今後どのように考えておられるのか、最後にお伺いします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） なかなか全てのところを把握しているという形ではございませんが、今後、維持工事あるいは地元からのそういった情報提供の中で、危険な箇所につきましては順次点検のほうは行っていきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 同じ質問ですが、やはり側溝の問題はあるのじゃないか、水があふれたのではないかということは地元の方からもお話があります。それで、実際に雨が降った当時というのはもう分からないわけですが、現状で側溝の様子、排水の状況というのは確認されたでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 現状につきましては、十分には把握はしておりませんが、恐らく地元の方もおっしゃるような形で、道路のほうを伝って水がそちらのほうへ流れたのではないかというふうに考えておりますし、ある程度、設計の段階では、排水というものは考慮されて設計はされておりますが、想定以上のものが出たということも考えられますので、本当はその辺りは、今後対応していきたいと思っております。

○議長（山本 芳昭君） 5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 私も当日の状況には立ち会えませんでしたけれども、その後見に行ったところでは、今崩れた崖の手前に、崖より上のところに側溝が入って、そこから、何ていうんですかね、今崩れたところの上側にちゃんと排水するような暗渠が造ってあります。ただ、その暗渠がやや埋まりぎみだったりということが、暗渠ですとか、底の部分のますが、完全には埋まってませんけれども、埋まりぎみというので、そういうのが影響したんじゃないかということも考えられますし、その上のほうでは、ちょっと、やや側溝が草に覆われてたりとか、中に草など、泥などがあったりすることも見えましたので、ぜひそういったことは地元の方とも協力して、維持管理、徹底していただきたいと思っております。

それと、一つ確認ですけれども、この台風7号については、激甚災害に指定される見込みであるとの報道がありますけれども、この予算というのは、恐らく、まだ激甚災害に指定されていない状況での予算と思っておりますけれども、これは激甚災害に指定されたら、またそれが振り替えがあるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 今、議員おっしゃるとおり、9月22日に国のほうからは連絡が入っておりまして、台風第7号の暴風雨による災害につきましては、激甚災害に指定の見込みということでございます。そうしますと、現在、予算上は80%の補助率ということで計上のほうをさせていただいておりますが、今後、10月30日に現地のほうの調査、査定が行われる予定になっております。これまでの例から、予測ではございますが95%程度の補助率になるというふうな見込みでおります。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、補正予算説明附属資料に該当のページはありませんが、教育課について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第3、議案第70号、令和5年度日南町一般会計補正予算（第5号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第70号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第60号 から 日程第12 議案第68号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告発議フォルダ、決算審査特別委員会審査報告書ファイルをお開きください。

日程第4、議案第60号、令和4年度日南町一般会計決算認定について、日程第5、議案第61号、令和4年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について、日程第6、議案第62号、令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定について、日程第7、議案第63号、令和4年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について、日程第8、議案第64号、令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第9、議案第65号、令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について、日程第10、議案第66号、令和4年度日南町簡易水道事業会計決算認定について、日程第11、議案第67号、令和4年度日南町下水道事業会計決算認定について、日程第12、議案第68号、令和4年度日南町病院事業会計決算認定について、以上、令和4年度決算認定の9議案を一括議題とし、前回の議事を継続します。

各案については、9月7日の本会議において、決算審査特別委員会を設置し、審査を付託していますので、委員長から委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、近藤仁志議員。

○決算審査特別委員会委員長（近藤 仁志君）

決算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託となった次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、日南町議会会議規則第77条の規定により報告する。

令和5年9月27日

日南町議会 決算審査特別委員会
委員長 近藤 仁志

日南町議会議長 山本 芳昭 様

記

(付託案件)

- 議案第60号 令和4年度日南町一般会計決算認定について
議案第61号 令和4年度日南町国民健康保険特別会計決算認定について
議案第62号 令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定について
議案第63号 令和4年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定について
議案第64号 令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定について
議案第65号 令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定について
議案第66号 令和4年度日南町簡易水道事業会計決算認定について
議案第67号 令和4年度日南町下水道事業会計決算認定について
議案第68号 令和4年度日南町病院事業会計決算認定について

(審査の経過及び結果)

本委員会は、令和5年9月7日、8日、11日、12日、13日、15日、20日に委員会を開催し、付託された各議案の会計決算について慎重に審査を行った。

その結果、令和4年度各会計決算は、議案第60号、61号、62号、64号は賛成多数で、議案第63号、65号、66号、67号、68号は全員一致で、次に述べる審査意見を付して認定すべきと決定した。

(審査意見)

1. 全般

主要施策の成果及び財産に関する調書には補正予算の内容が記載されていないため、予算の執行状況を確認しがたい。決算審査を的確に行うためには補正予算も重要な要素なので、調書に補正の内容も併記され審査に配慮されたい。

2. 地域づくり推進課

【観光振興対策事業】

令和4年度から移住定住関連事業及び観光振興事業の多くを(一社)山里Loadにちなんへの委託事業として実施することとなり、職員9名体制でこの事業に取り組んだ。

外部委託した場合と町自らが実施した場合のコスト及び効果が客観的に評価できるよう具体的数値として「見える化」を図られたい。

3. 住民課

【税務総務管理事務】

町税の収入未済額は令和3年度決算では17,733,215円、令和4年度決算では19,684,771円であり、およそ195万円増加している。滞納金の実態把握と具体的な回収方法を検討するため町税等未収金取組み会議を設置しているが、令和4年度は一度も開催されていなかった。

開催できなかった要因は、人事異動や担当職員の認識不足等であるとのことであった

が、町財政の基本である税に対する認識が欠落していると言わざるを得ない。

要綱の定めによる年2回の会議を開催し、事務事業のスケジュール管理の対策を行うこと。

【環境保全対策事業】

空き家対策特別措置法に基づき、空き家等が管理不全な状況になることを防止するため空き家対策協議会を設置しているが、令和3年、4年と2年間一回も開催されていない。

空き家等の適正管理や老朽危険家屋の評価等重要な協議会なので定期的な開催をすること。

4. 教育委員会

【学校給食運営事務】

令和4年10月の全員協議会において、学校給食に使用する米の変更について報告があったが、その内容は事後報告であり、米の選定基準についても明確な説明がなされなかった。

今後は納入業者や米の選定の基準を明らかにし、公平な学校給食運営に努められたい。

.....
以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

[質疑なし]

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。討論、採決は議案番号順に行います。

議案書ファイル67ページから、日程第4、議案第60号、令和4年度日南町一般会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第60号、令和4年度日南町一般会計決算認定に反対の立場で討論します。

反対の理由は幾つかありますが、ここでは3つだけ述べさせていただきます。

まず、決算全般についてです。会計年度任用職員は、正職員同様、サービスの宣誓を行い、憲法の尊重と擁護、公正な職務の執行などの責任を課されています。また、契約上の任期である1年間を超えて長期間、場合によっては10年間以上継続して勤務されてる方もおられます。それにもかかわらず、休暇や手当などの面で正職員との間に格差があります。民間では既に労働契約法20条が禁じる不合理な格差に当たるとして、非正規と正規社員の間での休暇や手当などの格差是正を命じる最高裁の判決が2020年10月に言い渡されています。この判決では、例えば、扶養手当や私傷病に対する有給の病気休暇についての格差を不当とし、改善を促しています。町職員の格差も早急に改善すべき

です。

次に、自衛官募集事務と戸籍住民基本台帳一般事務です。これらの事務では、自衛隊からの求めに応じて、町内の高校3年生の名簿を本人や御家族の同意がないまま町が自衛隊へ提供していました。根拠法令は、自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条とされています。しかし、これらの法令は、あくまで防衛大臣が市町村長へ資料の提供を求めることができると定めているだけです。一方で、市町村長には、個人情報保護法、個人情報保護条例などに基づき、町が預かる住民一人一人の個人情報を適切に管理する責任があります。住民個々人の許可のないままこれらの情報を提供することは法律条例違反であるばかりでなく、憲法が定める基本的人権の一つであるプライバシー権を侵害するおそれがあります。自衛隊の名簿提供はすぐにやめるべきです。

3つ目に、じんかい処理事業です。西部広域行政管理組合負担金のうち、ごみ処理施設建設費は、一般廃棄物処理施設整備基本構想により、ごみ処理の広域化を進めるための人件費、用地取得事業、広報事業などに充てられています。しかし、何度も指摘していますとおり、この基本構想は、大規模なごみ発電とそれに必要な大量のプラスチックごみの焼却を前提としており、国の方針にも、パリ協定など世界的な潮流にも反する全く時代遅れの代物です。このような実現不可能な構想にお金を出すのはやめ、基本構想の白紙撤回を組合に申し入れるべきです。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

6番、岩崎昭男議員。

○議員（6番 岩崎 昭男君） 私は、一般会計決算を認定すべきという立場で討論をいたします。

令和4年度歳出の決算額は71億5,836万1,000円でありました。予算の執行率は89.7%となっております。令和3年度の予算執行率は87.0%、令和2年度は85.5%でありました。この3年間を比較いたしますと、令和4年度の予算執行率は高く、おおむね予算に沿った執行がなされているものと判断いたします。ただし、4年度の経常収支比率は93.7%であり、決算説明資料に記載してあります平成24年度以降において、令和2年度と並び非常に高い比率であります。義務的、あるいは固定的な経費が高いということですが、今後は事務事業の見直しや効率化を図ることで必要経費の節減をするなど、経常収支比率の改善に努める必要があると考えます。

なお、個別の事務事業につきましては、委員長報告のとおり、決算審査意見を付したところであり、全体的な歳入歳出の決算につきましては、認定すべきとして判断し、私の討論といたします。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、反対の立場での討論をします。

3点申し上げたいと思います。1つは、ドア・ツー・ドア、デマンド運行についてです。昨年の10月からデマンド運行をドア・ツー・ドアということにして、一定の改善がされたとは思っておりますが、相変わらずデマンドが運行しない朝晩、土日休日の交通空白地は解消されていません。早期の解決を図るべきだと思います。

2つ目に、一般廃棄物の減量、資源化についてです。今、地球の温暖化ということ、将来危ないということではなくて、今、気候危機ということが言われています。廃棄物の、可燃ごみの減量というのは、本当に待たなしの状態だと思います。日南町では軟プラの分別回収をしていますが、それも結局は燃料として使っているという状態です。せっかく軟プラを分別して出しているも何の意味があるんだろうかっていう声も聞かれます。プラスチックの資源化を早急に検討するべきですし、ごみの減量については住民の協力が欠かせないので、もっと積極的な住民への働きかけをすべきだと思います。

3点目に、防災無線についてです。防災無線は、災害時には命を守る大切な役割を果たします。聞こえに不自由を感じている人や、せわしい中で防災無線を聞き耳を立てて聞くことができないという状態もたくさんあります。そこで、始めと終わりに、その日の放送項目、今日はこれこれについて放送します、これこれについて放送しましたという点を加えると、より防災無線の内容を皆さんが理解できるのではないかと思いますので、その点を工夫するべきだと思います。

以上、私の反対討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第61号、令和4年度日南町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第61号、令和4年度日南町国民健康保険特別会計決算認定に反対の立場から討論します。

令和4年度から、国の方針で国保税のうち未就学児の均等割が半額免除をされました。このこと自体は、私が求めてきた18歳以下の子供の均等割減免が一步進んだこととなります。しかし、日南町の場合、未就学児均等割保険料繰入金は、決算書によると12万円足らずです。それに対し、この施策を実行するために必要なシステム改修費用は2

50万円余りとされてきました。多額の費用をかけシステムを改修するのに、税の減額は年間総額12万円足らずというのはひどく効率の悪い施策に思えます。未就学児のみ半額免除をするのではなく、この機会に18歳以下の子供全員、均等割全額を免除すべきでした。日南町の場合、このことによる町の負担増は年間総額100万円前後であり、費用の割に大変効果が大きい子育て施策だと思います。また、子供の均等割減免をしない理由の一つとして、システム改修費のほうが高くなる等の答弁が以前、中村町長からありました。しかし、令和4年度は国の施策でシステム改修せざるを得なかったのですから、この機会に子供の均等割全額免除を実施すべきでした。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

7番、大西保議員。

○議員（7番 大西 保君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

反対者の意見は毎年同じことを言っておられます。そして、国の施策も50パーの半額免除という方向になりましたけども、やはり国民健康保険につきましても、負担というのは、普通の健康保険と組合関係の健康保険組合とはまた違った方法で、扶養家族という形の定義がございます。これは国保に入っておられる、今現在、国では3,000万人おられます。それを18歳以下全て免除と、もしくは、今、子育ての関係でいろんな補助を出しておりますので、やはり税の負担、国保の負担といったところの公平感もありますので、今現在、国、将来は変わるかも分かりませんが、現在はこのままでよいということで、私は賛成の立場で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第6、議案第62号、令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、反対の立場で討論をします。

現在、異例な物価高の中ですが、長年積み立てられた2億円以上ある基金の運用で、介護保険料の軽減を検討すべきだと思っています。

また、第9期の介護保険に向けて高齢者ニーズ調査を行っていますが、その中に聴力についての、聞こえについての設問がありません。高齢者の健康な生活維持に欠かせない項目であり、実態を統計的に把握する必要があると思います。この聴力についての設問も追加するべきだと思います。

以上、反対意見です。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 私は、日南町介護保険特別会計決算認定について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

日南町におきましては、高齢者の人口が減少している中であって、要介護認定者の方が増加している状況にあります。令和4年度の介護保険事業には、コロナ禍の中であって、介護予防や介護サービス、認知症対策等に適切に取り組まれていたというふうに思っております。

それから、基金のことですが、介護給付費準備基金は、介護保険事業の財源が不足したときとか、そういう場合に繰り入れるものであって、私は常習的に使用するものではないというふうに考えております。不測の事態もありますので、基金の使用は適切に行っていただきたいというふうに思います。よって、私は委員長報告に賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第62号、令和4年度日南町介護保険特別会計決算認定の反対の立場から討論します。

介護保険料の引下げということについて、焦点を絞って、それだけ一言申し上げておきたいんですけども、基金が今2億円以上あるということは、これは、基本的には保険料を取り過ぎていたということです。しかも、何年か、5年間程度基金の繰入れがあった時期があったということですが、その中でも合計で5,000万程度しか基金を消費してなかったということで、2億円というのはいかにもため過ぎです。ですので、年間の基金、幾ら必要なのかということをしかり決めて、それ以上の部分は、きちんと介護保険料の引下げという形で被保険者に返還すべきであったというふうに思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり

認定されました。

日程第7、議案第63号、令和4年度日南町介護サービス事業特別会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第63号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第8、議案第64号、令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 議案第64号、令和4年度日南町後期高齢者医療特別会計決算認定に反対の立場から討論します。

後期高齢者を別枠で囲い込んで負担を押しつける後期高齢者医療保険制度は、当然のことながらリスク分散がしづらく、安定した制度運用が望めません。現に、令和4年度からの2年間、県の広域連合は基金の取崩しなどで10億円以上の繰入れを行う見込みですが、それでも令和4年度から保険料が11%も上昇しました。これまで基金などを利用して保険料を抑えていたものが、もはや限界となっています。令和4年10月からは一部の方の窓口負担が1割から2割へと引き上げられており、この保険制度の破綻はもはや隠しようもありません。世界でも類を見ない年齢で加入者を区切る差別的な制度には見切りをつけ、元の老人保健制度に戻すとともに、国庫負担を抜本的に増額し、高齢者と国民の負担を軽減すべきです。町はそのような制度改正を国へ申し入れるべきではないでしょうか。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

8番、櫃田洋一議員。

○議員（8番 櫃田 洋一君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

国民皆保険制度の維持をしていくための制度でありまして、医療の安全やサービスの質を落とさずに行われている保険制度であります。よって、認定すべきであると思えます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立6名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第9、議案第65号、令和4年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第65号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第10、議案第66号、令和4年度日南町簡易水道事業会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第66号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第11、議案第67号、令和4年度日南町下水道事業会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第67号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第12、議案第68号、令和4年度日南町病院事業会計決算認定についての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第68号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第13 議案第71号

○議長（山本 芳昭君） タブレット追加議案書、人事案件ファイルをお開きください。

日程第13、議案第71号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第71号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

次のとおり、日南町農業委員会委員に任命することにつきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、本会議の同意のほうを求める内容でございます。

具体的な内容でございますが、日南町農業委員会委員の欠員補充によりまして、大塚清子の委員の任命について同意を求めるものでございます。農業委員会委員の欠員補充は1名であります。また、任期のほうが令和5年10月1日から前任者の在任期間でありました令和7年5月18日までであります。改めて、氏名ですが、大塚清子、住所ですが、日南町折渡524番地2、年齢が62歳、職業が農業であります。経歴といいたいでしょうか、現在ですが、地域のほうで、まちづくり協議会のほうで産業環境部員のほうをお務めでございます。

これまでの若干の経緯でございますけれども、欠員の補充のほうの公募を8月10日から開始しておりまして、終了が9月の11日ということで公募をさせていただいておりました。この間、大宮のまちづくり協議会のほうから農業委員の推薦がありまして、9月の12日にその候補者の評価委員会というのを開催し、その結果を私のほうで受けて、本日の追加議案としての上程をさせていただくという流れでございます。

御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第13、議案第71号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第71号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14 令和5年陳情第7号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議フォルダ、陳情審査報告書ファイルをお開きください。

日程第14、令和5年陳情第7号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情を議題とします。

この陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、大西保議員。

○総務教育常任委員会委員長（大西 保君）

陳情審査報告書

令和5年9月27日

日南町議会議長 山本 芳昭 様

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 大西 保

先に、本委員会に付託された令和5年陳情第7号「消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和5年9月22日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理 由

制度の導入に当たっての課題として、免税事業者が課税事業者になれば事務負担の増加等があるが、仕入れ税額控除に関する経過措置や2割特例制度の支援策を設けてあり、今後もさらなる支援を検討されており、導入目的である消費税の公平性を確保する観点からインボイス制度は必要と考える。

○議長（山本 芳昭君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第14、令和5年陳情第7号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情の討論を許します。

本陳情に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である陳情第7号に対する賛成者からの発言を許します。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 令和5年陳情第7号、消費税インボイス制度の実施中止を求める陳情を採択すべきとの立場から討論します。

インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。適格請求書、つまりインボイスを発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入れ税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性もあります。個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家など、広範な事業者に負担増が強いられます。その証拠に、インボイス制度を考えるフリーランスの会が行っているインボイス中止を求めるオンライン署名は、これまでに国内最多の52万筆を集めるに至っています。いかに事業者の方の負担増が大きいのか、その危機感が表れていると思います。

一方で、現在、課税事業者であっても、支払い先に多くの免税事業者を持ち、その支払い先がインボイスを登録しない場合、仕入れ税額控除ができず多額の税負担が発生する可能性があります。この場合、この事業者が税負担を回避しようとするれば、消費税を上乗せできていない支払い先、つまり、これは個人事業主のような本当に零細な方が多いと考えられるんですけれども、その支払い先に税負担を求めることになりまして、これも実質的な増税ということになります。

このことについては、日本商工会議所や、全国中小企業団体中央会、全国建設労働組合総連合、中小企業家同友会、日本チェーンストア協会、日本漫画家協会、日本SF作家クラブ、日本美術著作権連合、全国青色申告会総連合などの中小企業団体や税理士団体も、凍結、延期、見直しの表明、あるいは現状のままでの実施に懸念の声を上げています。また、自民党の責任ある積極財政を推進する議員連盟が、政府に対しインボイス制度導入延期を申し入れするなど、与党の中からもインボイス制度を問題視する声が上がっています。

中小零細事業者にとって、消費税は現在、価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。加えて、制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば多くの混乱を招くことも想像に難くありません。

以上の理由により、この陳情を採択すべきと考えます。

○議長（山本 芳昭君） 次に、陳情原案に対する反対者からの発言を許します。

3番、荒木博議員。

○議員（3番 荒木 博君） 私は、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

消費税が社会保障に充てる目的で導入されてから30年たちます。私は、この税は税金の中でも一番公平なものであると考えております。納税の透明性と公平性を高めるために10月からインボイス制度が開始されますが、本来であれば消費税導入時から始めなければならない制度であったというふうに考えております。免税事業者、フリーランスの方でインボイス制度の事業者として登録される方については2割特例や農協特例の支援策があるようですが、私はさらなる支援が必要であるというふうに考えております。

今現在、免税事業者の方の中には、既にインボイス制度にかなり取り入れた方がたくさんおられます。今、この時点で中止するということは、本当にかえって混乱を招く事態となるというふうに思っております。

よって、私は委員長報告に賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、この陳情を採択に賛成の立場で討論します。

消費税は公平な制度ではありません。失業するなど所得のない場合でも、住民税や所得税は非課税になりますが、たとえ赤字であっても払わなければいけないのが消費税です。フリーランスで働く人たちは、インボイス制度が始まると半数以上の人が廃業に追い込まれると危惧しています。

そこで、インボイスを考えるフリーランスの会はインボイス中止を求めるオンライン署名を呼びかけ、52万筆を超えた署名が集まり、勇気ある決断でインボイスを中止するように政府に訴えています。一時的な対応では救えないことだと思っています。

また、仕入れに係る消費税を販売価格に転嫁できなければ、利益が圧迫されます。仕入れに係る消費税分も賄えない、益税どころか損税となります。

この赤字でも消費税を払わなければいけないこのインボイス制度は、中止すべきだと考えます。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

令和5年陳情第7号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立2名です。起立少数です。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第15 発議第10号

○議長（山本 芳昭君） タブレット議会報告・発議フォルダ、発議第10号ファイルをお開きください。

日程第15、発議第10号、土地利用規制法の廃止を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君）

.....

土地利用規制法の廃止を求める意見書（案）

政府は土地利用規制法にもとづく特別注視区域と注視区域の指定を全国で進めています。指定はすでに219カ所に及び、鳥取県でも境港市の自衛隊美保通信所周辺などが特別注視区域に、米子市の自衛隊米子駐屯地周辺などが注視区域に指定されている。政府は今年度中に600カ所の指定を狙っているとされており、今後特別注視区域と注視区域の指定は全国にさらに広がっていくと考えられる。

そもそも土地利用規制法は、自衛隊や米軍の基地周辺の土地が外国資本に買占められると安全保障上問題があるとの主張にもとづき制定された。しかし、防衛省は全国約650の米軍・自衛隊基地の隣接地を対象に、約6万筆、8万人近くの所有者らを調査した結果、外国人の所有とみられる土地が7筆確認されたものの、「これまで防衛施設周辺における土地の所有等により自衛隊や米軍の運用等に具体的に支障が生じるような事態は確認されていない」としている。つまり、この法律は必要性の根拠がきわめてあいまいである。

そして一番の問題は、誰が誰を対象に、どんな情報を、いつどこでどういう方法で調査するのか、土地・建物の利用規制の勧告・命令の対象となる「機能阻害行為」とはどのような行為なのかなど、核心部分をすべて政府の判断に任せていることである。内閣総理大臣は注視区域を指定したうえで、区域内の土地・建物の「利用状況調査」を行うとしているが、これは土地・建物を利用するあらゆる人が対象となり得る。また、調査の内容は利用者の職業や収入、家族・交友関係、活動歴、SNSでの発信などあらゆる情報に及ぶ可能性がある。

この法律は、国民が軍事施設周辺でスケッチや写真撮影をただけでスパイ扱いされ罰せられた戦前・戦中の治安立法を思い起こさせるものである。歴史の教訓を踏まえ、憲法が保障するプライバシー権や財産権などの基本的人権を侵害するおそれのある法律は廃止すべきである。

以上の理由により、次の通り求める。

記

1. 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号）のすみやかな廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
法務大臣	小泉龍司様
防衛大臣	木原稔様
国家公安委員会委員長	松村祥史様

以上です。

○議長（山本 芳昭君） これより本件に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第15、発議第10号、土地利用規制法の廃止を求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

9番、近藤仁志議員。

○議員（9番 近藤 仁志君） この土地利用規制法の廃止を求める意見書に対して反対の立場で討論をいたします。

本意見書では、6万筆の調査を行った結果、外国人所有と見られる土地が7筆確認されたことに対し土地利用法の必要性の根拠が曖昧であると指摘されておられますが、7筆に収まっているとも言えるし、また対象が7筆と少なく、個々のチェックに目が行き届いている所作であり、目的に対し十分機能をしていると考えます。

また、グローバル化が進む現代にあって、土地利用法を廃止することによる重要施設機能、離島機能を阻害されるおそれが増大することは、容易に推測できるものと考えます。何より、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び規制等に関する法律には、同法による措置を実施するに当たって個人情報保護に十分配慮すると明記され、必要最小限となるよう土地等利用状況審議会の意見を聴くなど様々な要件が設けてあります。

よって、この意見の提出に反対をいたします。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

5 番、岡本健三議員。

○議員（5 番 岡本 健三君） 発議第 10 号、土地利用規制法の廃止を求める意見書を採択すべきとの立場から討論します。

意見書（案）にもございますが、この法律の一番の問題は、その核心部分が全て政府の判断に委ねられていることです。その一つの典型的な例が、防衛省本省のある市ヶ谷庁舎が特別注視区域の対象から外れたことです。この法律では、監視や調査の対象となる区域を特別注視区域と注視区域の 2 種類に分けています。このうち、特別注視区域は、指揮中枢、指令部機能を持つなど特に重要とされる区域を指定することになっています。防衛省の市ヶ谷庁舎はまさに日本の防衛をつかさどる中枢であり、当然特別注視区域に指定されるべき施設です。それがなぜか対象から外れています。政府は、理由を区域指定に当たっては経済的、社会的観点から留意するとの規定に基づくものだと説明しています。特別注視区域に指定されると、土地・建物の売買で事前の届出義務が生じ、地価の下落などの影響が心配されていました。こうした例外を設ける一方で、ミサイル配備が進む南西諸島の駐屯地を政府は特別注視区域に指定しています。この指定には、ミサイル配備や基地に反対する住民を締めつけるものだと批判が上がっています。

そもそもこの法律を制定した理由は、外国資本により重要施設周辺の土地を買い占められると安全保障上の問題があるというものでした。しかし、防衛省本省は特別注視区域の対象外で、南西諸島の駐屯地は対象というダブルスタンダードを用いては、法律の意味がありません。これでは、基地反対運動など国民の声を封じ込めるために法律を制定したと言われても仕方がないのではないのでしょうか。

このような政府の恣意的な運用で特定の地域の住民を監視対象にして、財産権やプライバシー権などの基本的人権を侵害する憲法違反の法律は廃止すべきと申し上げて、私の討論といたします。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第 10 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立 2 名です。起立少数です。よって、本案は、否決されました。

日程第 16 発議第 11 号

○議長（山本 芳昭君） タブレット発議第 11 号ファイルをお開きください。

日程第16、発議第11号、福島第一原発の汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者からの趣旨説明を求めます。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番 岡本 健三君） 発議第11号、福島第一原発の汚染水、ALPSと書いてアルプスと読ませていただきます、（ALPS処理水）の海洋放出中止を求める意見書提出について趣旨説明させていただきます。

意見書（案）を読み上げます。

.....
福島第一原発の汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止を求める
意見書（案）

政府の決定により、東京電力は福島第一原発で発生した汚染水（ALPS処理水）の海洋放出を8月24日に開始した。核燃料が溶け落ちたデブリに接触して汚染された水は多核種除去設備（ALPS）で処理しても放射性物質のトリチウムは除去できず、規制基準以下とはいえセシウム、ストロンチウムなど他の放射性物質も含んでいる。

海洋放出は、「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わない」とした政府の8年前の約束を反古にするものである。全国漁業協同組合連合会は6月の総会で、「海洋放出には反対」との特別決議をあげ、坂本雅信会長は8月21日の岸田首相との面会で「放出反対であるということはいささかも変わらない」と明言した。また、福島県漁連も重ねて反対を表明し、福島県いわき市議会、宮城県議会もそれぞれ意見書を可決している。関係者の理解が得られていないことは明白である。30年以上続くとされる汚染水の海洋放出で風評被害は避けられず、風評被害が長期にわたれば漁業の継続そのものが危うくなる。原発事故から必死に立ち上がろうとしている被害者の方たちに、さらなる被害を押しつけることは決して許されない。

今求められているのは汚染水の海洋放出ではなく、デブリに触れた汚染水の発生を止める対策である。福島大学元学長らの呼びかけで7月に発足した「福島円卓会議」は「『待ったなし』なのは原発の地下水流入・汚染水削減の抜本的対策である」と指摘している。政府は福島の復興の障害となる海洋放出をただちに中止し、汚染水の増加をとめるなど事故の収束に全力をつくすべきである。

以上の理由により、次の通り求める。

記

1. 福島第一原子力発電所で発生した汚染水（ALPS処理水）の海洋への放出をただちに中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

衆議院議長 細田博之様
参議院議長 尾辻秀久様
内閣総理大臣 岸田文雄様
農林水産大臣 宮下一郎様
経済産業大臣 西村康稔様
環境大臣 伊藤信太郎様
復興大臣 土屋品子様

.....
以上です。

○議長(山本 芳昭君) これより本件に対する質疑を許します。

[質疑なし]

○議長(山本 芳昭君) 以上で、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第16、発議第11号、福島第一原発の汚染水(ALPS処理水)の海洋放出中止を求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

7番、大西保議員。

○議員(7番 大西 保君) 私はこの意見書の提出を反対の立場で討論させていただきます。

私、大きく3つの点で述べたいと思うんですが、まず汚染水を止める抜本的な対策、要するに2011年、そして2013年から汚染水がたまってきたわけです。約10年たっております。すごい量になっておりまして、その中で一番いい適切なやり方としてALPS処理という形になったわけです。

そして、1つは基準値以下でどうかということですが、IAEAもあります、国の基準の40分の1の1,500ベクトル未満にしての放出。実際の海洋投棄されてるところから測定したら10ベクトルです。そうなりますと、計算すると6,000分の1になっておると、そういった状況です。現在、1か月たっておりますが、そういった状況にはなっております。その中でいろんな核があるわけですけど、セシウムでも告示濃度270から480分の1、ストロンチウムも830から910分の1ということで、告示濃度というのはゼロ歳から70歳まで毎日2リットルの水を飲み続けて、やっと1年当たり1ミリシーベルトのこれです。大体、胃のレントゲン撮りますと1ミリですんで、年間の被曝量いうのわかりますね、というような安全な状態にして放出してると。

一番危惧されてる、30年以上続くということで風評被害は避けられずとなっておりますが、ここ1か月後の状況でいいますと、福島県の水産課から、これ新聞情報ですけども、福島風評被害は現時点見受けられないということになってます。要するに、価

格も低下はしてない。魚価が低下してないということです。

その中で、特に中国、世界でいいますと、はっきりと表明しているのは、放出に反対しているのは、中国とベネズエラ、ソロモン諸島のみと報道されています。その中で、中国漁船は何と岩手沖、北太平洋でサンマをこの1か月間で3.5万トン、日本は1.8万トン、半分です。中国は日本の近海で捕った魚を持って帰りますと、中国産だと、安全だと言うて売ってるというような、ちょっとおかしいこととなっております。

私は、このような形で日本としてはIAEAの承認いただき、毎月定期的に水も測定しておるということですので、現在、この海洋放出中止を求める意見書については、提出は反対であります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

4番、荒金敏江議員。

○議員（4番 荒金 敏江君） 私は、福島第一原発の汚染水（ALPS処理水）の海洋放出中止を求める意見書に賛成の立場で討論します。

昨日、国際原子力機関、IAEAのグロッシー事務局長が同機関の総会で、福島での汚染水海洋放出に関して悪影響が出ないように放出が終わるまで関与を続ける姿勢を示したとの報道がされました。8月24日の報道では、福島での海洋放出について7月に公表した包括報告書で、グロッシー事務局長は人や環境への放射線の影響はごく僅かだと評価した、放出後は国際安全基準に見合う適切なものかどうかを検証するとしたと報道しています。つまり、昨日の報道は、ごく僅かとはいえ人や環境への影響があるので、悪影響が出ないように関与を続けるということになります。世界中で一度も経験したことがないデブリに触れた汚染水の海洋放出。30年後にはあのたくさんのタンクに入った汚染水が、薄められながらとはいえ、全てが海に放出されることを見逃してはいけません。

岸田首相は廃炉と復興を進めるためにはほかの方法はないと言っていますが、研究者からはデブリに触れた汚染水のこれ以上の発生を止める対策がある。大型タンクで貯蔵するか、固めて放射能の強さが減るまで長期保管する方法が提案されています。これは日本海新聞8月24日号にも紹介されています。

何より地元の漁業協同組合や自治体の理解を得られるまで、海への放出を中止すべきです。福島での風評被害にとどまらない世界の問題だと思います。

以上、意見書の採択に賛成の立場での討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第11号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立 2 名。起立少数です。よって、本案は、否決されました。

日程第 17 議員派遣の件

○議長（山本 芳昭君） 日程第 17、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されています議員派遣の件については、タブレット議会報告・発議フォルダ、議員派遣の件、今後の予定ファイルをお開きください。

お諮りします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、議員派遣の件、今後の予定ファイルのとおり決定しました。

日程第 18 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本 芳昭君） 閉会中の継続調査ファイルをお開きください。

日程第 18、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域及び住宅政策調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（山本 芳昭君） ここで町長から発言が求められていますので、これを許します。中村町長。

○町長（中村 英明君） 令和 5 年 9 月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきますと思います。

本定例会に上程させていただきました案件につきまして、全て御承認いただきました。厚く御礼申し上げたいというふうに思っております。

さて、猛暑が続いた気候もここに来て、少し秋らしい涼しい日々となりました。稲刈りの作業のほうも進んでおります本町でございますけれども、トマトやピーマンなどの野菜類のほうは全国的な猛暑の影響で高騰となっております。この先のほうは分かりませんが、白ネギ等の出荷もこれから本格的になります。安全な作業のほうに努めていただければというふうに思っております。

次に、25日、政府は経済対策の概要の発表をしました。5つの柱がありましたけれ

ども、中でも年末までの継続を既に決めた電気、ガス、ガソリンの価格の抑制策の年明け以降の対応を求めることの補正予算を10月中に取りまとめることとなりました。私としても少し安堵しているところでございます。

そして、今回、9月の議会のほうで御承認いただきました、たったもカード、電力、ガス、食料品等価格高騰対策のスペシャルポイントでございますけれども、10月の2日に交付することとしております。これから寒さを感じる時期に向かいます。また、物価高ももう少し続く見込みであります。日南町独自の経済対策でありますので、早めの御利用をお願いをしたいというふうに思っております。

これから秋シーズンの催物が予定をされております。町とすれば、9月30日の文化センター裏の芝生化のセレモニー、あるいは翌日の10月1日には総合防災訓練を予定しております。10月の15日は日南町の体育祭、4年ぶりでございます。10月の下旬になりますけれども、28日から29日にはふる里まつりあるいは並行して駅伝の競争大会あるいは食のバザール、おしごとフェア、中学校の文化祭等も行われる予定であります。11月に入りますと、4日から19日は日野上のイチョウのイベント、28日には生山駅の100周年のイベントが予定をされてるところであります。また、11月25日は町の同和教育の研究集会も予定をしております。町の主催ではございませんけれども、11月の4日には産業遺産学会2023全国大会も町内で予定されております。若松鉱山の関係であります。また、地域のほうでは文化祭等も予定をされているというふうに思っております。コロナ禍で沈んだ気持ちを元に戻し、元気を出し、笑顔をつくるときでもあります。わいわいがやがや、町内のほうで頑張っている姿を目指していきたいというふうに思っております。年代を問わず町民の皆さんの御理解と御協力をお願いするものでございます。

最後になりますけれども、9月の5日から本日27日までの長期間にわたる9月の定例議会でありました。監査委員さんによります審査意見書及び本日の議会のほうの決算審査特別委員会によります決算審査意見書をいただきました。内容のほうは真摯に受け止め、改善等に向け取り組んでまいりたいというふうに思っております。長期間の今回の議会に対しましてお礼を申し上げまして、私から閉会の御挨拶とさせていただきたい思います。誠にありがとうございました。

○議長（山本 芳昭君） お諮りします。今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了しました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、令和5年第5回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会といたします。

議長挨拶

○議長（山本 芳昭君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

定例会初日の挨拶で、毎日暑い日々が続いておると申しあげましたが、ここ数日前から、町長もおっしゃいましたけれども、朝晩が涼しくなってきました。そろそろ紅葉の始まる時期になってまいりました。

今期定例会は9月5日から本日まで23日間の長期にわたり、令和5年度補正予算及び条例の一部改正、そして令和4年度一般会計及び特別会計決算認定など、多くの議案を審議していただき、本日全て議了いたしました。

議員各位、執行部の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただき、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

決算審査特別委員会に付されました意見については、これを尊重され、真摯に対応をしていただきますようお願いを申し上げます。

今期定例会中の中心地域及び住宅政策調査特別委員会におきまして、中心地域整備の計画の進捗状況、そして日南病院のあり方検討会の報告を受けました。我々議会も中心地域整備の全体像や日南病院の在り方について積極的に町民の皆様の声、御意見をお聞きして町政に反映させ、住んでみたい町、住み続けたい町になるように努力してまいり所存でございます。

結びに、今期定例会において、議員各位、そして執行部の皆様の御協力に対しまして、衷心より厚く御礼を申し上げますとともに、重ねてではございますが、町民福祉増進のため一層の御尽力をお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。お疲れさまでした。
